

茅ヶ崎市の 犯罪被害者等 支援施策について



茅ヶ崎市くらし安心部 市民相談課

犯罪被害に遭われた方の状況 (ご家族、ご遺族を含む)

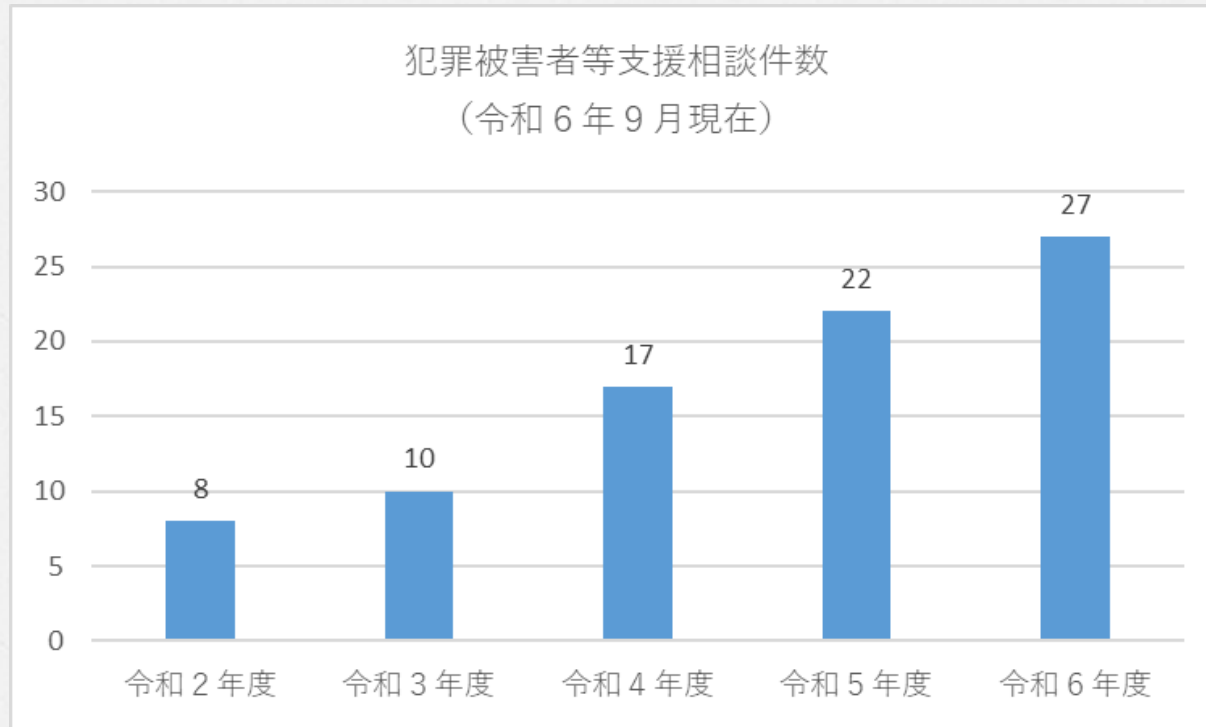
- 心身の不調
- 仕事を継続できず、経済的に困窮
- 自宅に住み続けられなくなる
- 家事や介護ができなくなる

⇒ 犯罪被害に遭われた方が以前の生活を取り戻せるよう、支援に努めています。

1. 相談窓口の開設

平成21年7月に被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」と協定を締結し、平成21年8月に相談窓口を開設しました。

グラフの件数は、市民相談課職員が受けた相談も含んでいます。



2. 茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例について

茅ヶ崎市では、身近な相談窓口として地域の実情に応じた支援を適切かつきめ細かに提供するため、「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

条例の特徴



基本理念、市の責務、市民の責務などを定めた基本条例



被害者の方の声を反映させた支援策



国や県と重ならない支援策

「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」制定までの経過

- 平成26年10月 「ピア・神奈川」メンバーより被害者が創る条例研究会が作成された「市町村における犯罪被害者等基本条例案」が提出され条例制定の要望を受ける
- 平成26年10月 提出された条例案や先進自治体の条例及び制度を参考に条例案作成に着手
- 平成26年12月 市議会一般質問において市議会議員より条例制定の要望を受ける
- 平成27年3月から4月 条例案のパブリックコメントを実施
- 平成27年7月 パブリックコメント結果公表
(20名の方より53件のご意見をいただきました。)
- 平成27年9月 平成27年第3回市議会定例会に「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例(案)」を提出し、可決され9月30日に「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」を公布
- 平成27年11月25日 「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」施行

3. 支援の対象者（見舞金、住居確保、日常生活の支援）

犯罪被害があった時に茅ヶ崎市民であり、警察に被害を届け出ており、次のいずれかに該当する場合で一定の基準を満たした方が支援策の対象となります。

- ①犯罪行為による被害により死亡した場合
- ②犯罪行為による被害により1か月以上の加療を要する被害を受けた場合
- ③性犯罪の被害を受けた場合



生命又は身体を害する罪又は性犯罪が対象
（自動車運転死傷処罰法を除く）

4. 支援内容



見舞金の支給（第7条）

- ①お亡くなりになった方のご遺族に50万円を支給します。
- ②1か月以上の加療を要する被害を受けられた方に10万円を支給します。
- ③性犯罪の被害に遭われた方に5万円を支給します。



住居確保の支援（第8条）

自宅や自宅付近が犯罪被害の現場となり、引き続き居住することができない場合

- ①10万円を上限に転居支援金を支給します。
- ②転居後新たに入居する賃貸住宅の家賃補助として3万円を上限に6か月まで家賃支援金を支給します。

※支援金の支給を受ける際に市民であることが要件となります。



日常生活の支援（第9条）

①家事・介護支援

犯罪被害に遭ったことで、家のことに手が回らない、家事を担っていた方を失ってしまった、介護が必要になったなど日常生活に支障をきたしている場合に、それぞれ60時間を上限に家事・介護を行うヘルパーを派遣します。

②一時預かり費用支援金の支給

裁判や通院など犯罪被害に遭ったことでお子さんを預けなければならない場合に、お子さんの一時預かりに要した費用を3千円を上限に5回まで支給します。

※いずれも支援金の支給を受ける際に市民であることが要件となります。



相談及び情報の提供（第6条）

相談及び情報の提供については対象を限定せず、犯罪被害に関するご相談に応じます。

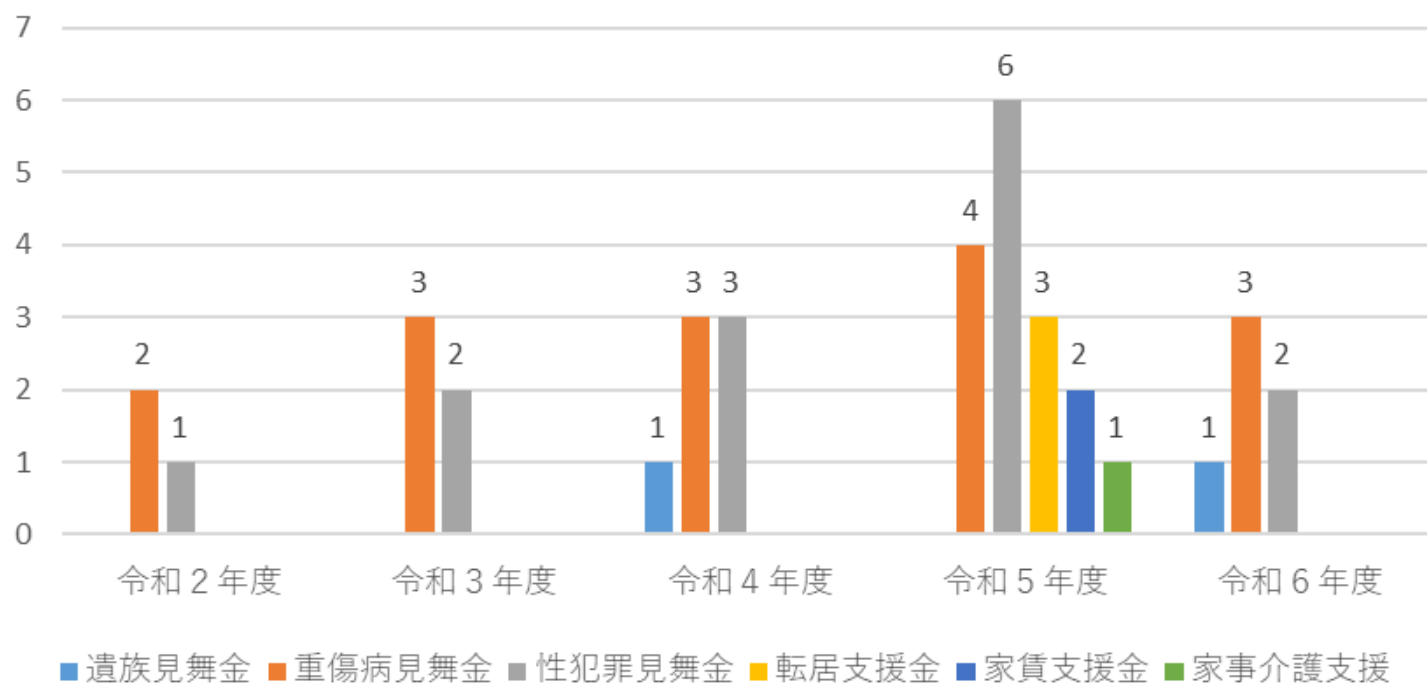
- 市民相談課において犯罪被害に遭った方やご家族、ご遺族の不安や疑問、困りごとについて総合的に相談に応じます。
- 庁内各課や関係機関とも連携し、ご相談内容に応じ、必要な対応を行います。
- 月曜 ～ 金曜 8：30 ～ 17：00 職員による相談
- 第1・3水曜 10：00 ～ 15：00
被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」による相談



相談室

見舞金等支出の実績

見舞金等支給件数（令和6年9月現在）



市民への啓発（第10条）

犯罪被害に遭われた方が再び安心して日常を送ることができるように・・・

- 地域全体で被害者の方を温かく支えることができるよう啓発活動を実施します。
- 市民の皆様に、犯罪被害に遭うとはどういうことなのか、どのような状況に置かれ、どのような問題を抱えることになるのかを知っていただくとともに支援の必要性を理解していただくために、広報紙やリーフレット、啓発カードなどを用いて説明と呼びかけを行います。



- ・市広報紙
- ・リーフレット
- ・啓発カード
- ・You Tube

などの媒体で啓発活動を行っています。

● 茅ヶ崎市がサポートできること

- ・相談、情報提供・住居確保の支援・見舞金の支給・日常生活の支援
- ・被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」による相談
(毎月1・3水曜日 10時から15時)

● 対象となる方

- ・犯罪被害に遭い、お亡くなりになった方のご遺族
- ・犯罪被害に遭い、加療1ヶ月以上の重傷病を負った方
- ・性犯罪の被害に遭われた方



※相談及び情報提供は、どなたでもお受けします。その他の支援は、警察に被害を届け出ており、一定の基準を満たした方を対象としています。詳しくはご相談ください。

茅ヶ崎市役所市民相談課 ☎0467-82-1111 (代)
ご相談は匿名でもお受けしています。秘密はお守りします。





皆様へのお願い



広報紙やホームページなど様々な媒体を活用し、相談窓口や支援施策について周知を行っていますが、市民相談課からのお知らせには限界があると考えております。

被害に遭われた方が相談窓口にたどり着くことができるよう、
「市が犯罪被害者等支援相談を行っている」ということを知っていただき、もしも犯罪被害に遭われた方と接することがありましたら、市による支援が受けられること、ピア・神奈川による相談を受けられることをお伝えいただき、市民相談課までご案内いただけたら幸いです。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

